

しぎかい うるま市議会

(キッズノート)

作成日：令和3年5月6日
編集：議会広報特別委員会

しぎかい うるま市議会ってなに？

わたしの『うるま市』を住みやすいまちにするためには、みんなで考えなければなりません。しかし、うるま市には約12万5千人もの人が住んでいて、みんなが集まって話し合うのはとても大変です。

そこで、私たちの中から代表者を選んで、かわりに話し合いをしてもらいます。その代表者が市議会議員で、選ばれた議員の集まりが市議会です。

しぎかい うるま市議会議員って何人いるの？



HPから議員名簿
が見れるよ
←

げんざい しぎかいぎいん ていすう めい しぎかいぎいん さいいじょう
現在、うるま市議会議員の定数は30名です。市議会議員は18歳以上の
しみん せんきよ えら にんき ねん しぎかいぎいん
うるま市民の選挙によって選ばれ、その任期は4年です。うるま市議会議員の
せんきよけん さいいじょう もの りっこうほ
選挙権がある25歳以上の者が立候補できます。

選挙…立候補した人の中から代表者にふさわしい人を選ぶこと。
任期…選挙で選ばれてから、議員としてお仕事ができる期間。
立候補…自分が代表者（議員や市長など）になりたいと、名乗りをあげること。

しぎかい しちょう 市議会と市長

●市長

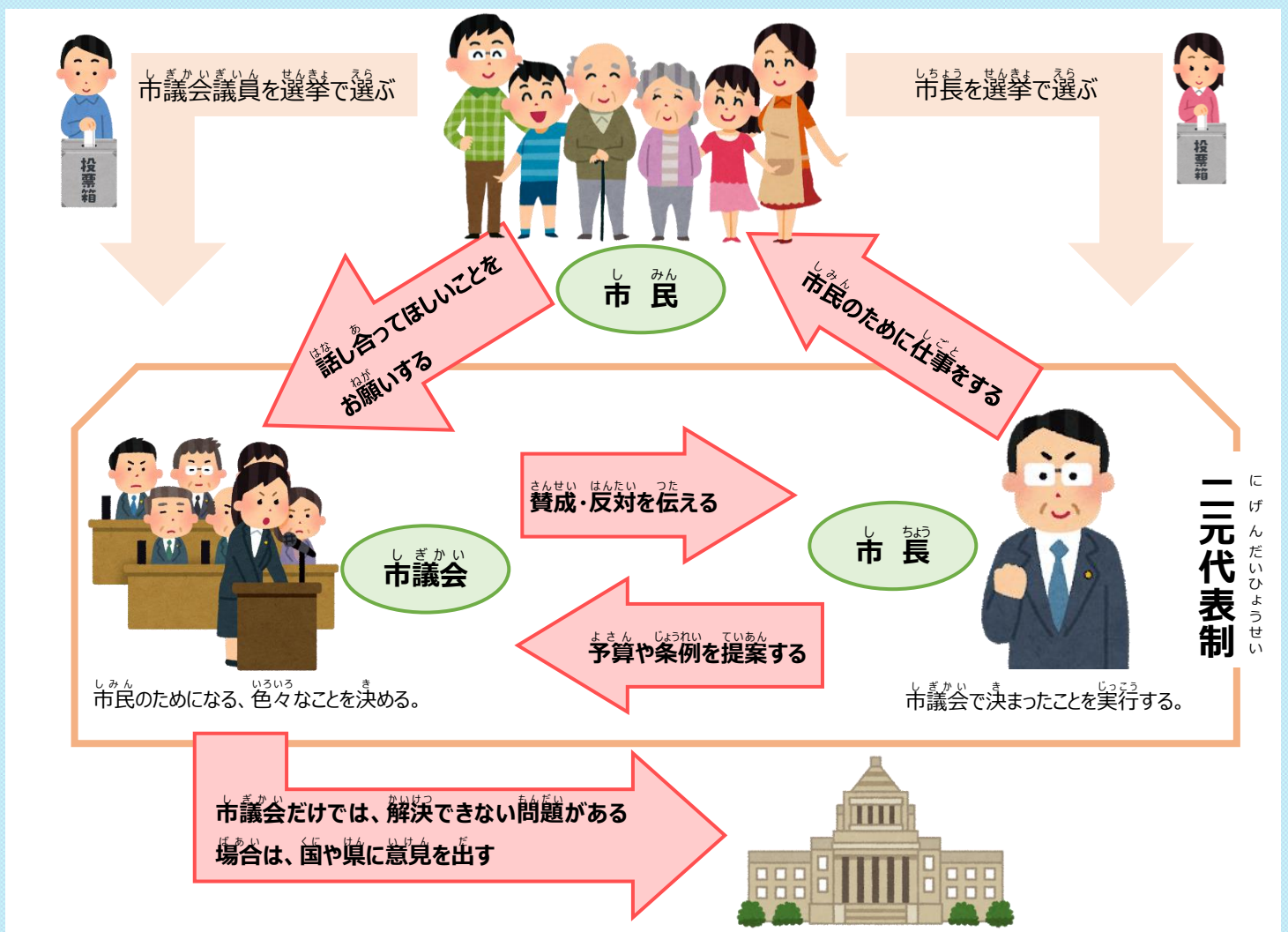
市長もみんなの中から選ばれた代表者です。

市民のみんなが安心して暮らしていけるように、計画を立てたり、お金の使い方(予算)や市の決まり(条例)などを考えて市議会に提案します。

市議会で賛成された予算や条例などに基づいて市役所は仕事を行います。

●市議会

市議会では、市長などが提案した内容を、話し合ってそれでよいのかどうかを決めます。市議会は市役所がちゃんと仕事をしているかチェックしています。市議会と市長は対等な立場にあり、市民が直接選挙で選ぶため『二元代表制』といいます！



しぎかい しごと 市議会のお仕事

ぎ 議	けつ 決	し きき じょうれい ひつよう かね よさん き 市の決まり(条例)や必要なお金(予算)を決めます。
ぎあん 議案	ていあん 提案	じょうれい し ひつよう ぎあん ていあん しちょう ぎいん 条例など市に必要なこと(議案)を提案するのは市長だけでなく、議員も すうにん あつ ていあん 数人で集まって提案することができます。
にん 認	てい 定	けいかく かね よさん ただ つか かくにん 計画どおりにお金(予算)が正しく使われたか確認します。
せん 選	きよ 挙	ぎちょう ふくぎちょう せんきよかんりいん せんきよ 議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。
どう 同	い 意	し じゅうよう ち い ひと しちょう せんにん にんめい しぎかい 市の重要な地位につく人を市長が選任または任命するときには市議会の どうい ひつよう 同意が必要です。
ちょうさ 調査	けんさ 検査	しやくしょ しごと ただ おこ 市役所の仕事が正しく行われているかチェックしています。
い 意見	けん 書	し りえき しぎかい いけん くに けん ていしゆつ 市の利益のために市議会としての意見を国や県に提出します。
せいがん 請願	ちんじょう 陳情	しやくしょ しごと いけん ようぼう せいがんしょ ちんじょうしょ ていしゆつ 市役所の仕事について意見や要望があれば、請願書や陳情書を提出でき ます。それを市議会が受け付けて、審査します。

しぎかい 市議会のしくみ

ていれいかい りんじかい 【定例会と臨時会】

うるま市議会は年に4回
(2月・6月・9月・12
月)会議が開かれ、これを
『定例会』といいます。
また、緊急なことがおこったとき
などにも会議が開かれることが
あり、これを『臨時会』といいま
す。

ほんかいぎ 【本会議】

ぎいんぜんいん あつ はな あ
議員全員が集まって、話し合い
ものごとをきめる会議です。
ここで市民のために市役所がどん
な仕事をするのかが決まります。

いっぽんしつもん 【一般質問】

ほんかいぎ なか しやくしょ しごと
本会議の中で、市役所のお仕事
全体について、質問することができ
ます。

いいんかい 【委員会】

しぎかいには はな あ
市議会には話し合わなけれ
ばならないことがたくさんあるの
で、本会議だけでは人数が多
くて詳しく話し合うことができま
せん。
そこで、何人かの議員でグル
ープを作り、それぞれに分けて
専門的に話し合いをします。
このグループを委員会といいま
す。

しぎかい そしきず
うるま市議会の組織図

ぎ ちよう
議 長

ふくぎちよう
副議長

ほん かい ぎ
本 会 議

きようぎとう
協
議
等
の
場

ぜんいんきようぎかい
全
員
協
議
会
せいふくくいんちようかいぎ
正副委員長会議
かいほだいひようしゃかいぎ
会派代表者会議

ぎかいうんえいいんかい
議
会
運
営
委
員
会

じょうにんいんかい
常
任
委
員
会

そうむいんかい
総
務
委
員
会

けんせついいんかい
建
設
委
員
会

きよういくふくしいんかい
教
育
福
祉
委
員
会

しみんけいざいいんかい
市
民
経
済
委
員
会

とくべついいんかい
特
別
委
員
会

きちたいさくとくべついいんかい
基
地
対
策
特
別
委
員
会

ぎかいこうほうとくべついいんかい
議
会
広
報
特
別
委
員
会

ぎかいじむきよく
議
会
事
務
局

じむきよくちよう
事
務
局
長

ぎかいそうむか
議
会
総
務
課

ぎ
事
課



ほんかいの様子
はインターネットで
生中継や録画が観れるよ

よさん じょうれい
予
算
や
条
例
な
ど
の
市
の
しごと
事
が
決
ま
る
ま
で
の
な
が
流
れ
を
見
て
み
よ
う
!



ほんかいぎ
本
会
議

1. 開会

ていれいかい
定
例
会
を
始
め
ま
す。

2. 議案の
説明

ていあん
提
案
さ
れ
た
市
に
必
要
な
こ
と
(議案)を、提案した人が
しぎかい
市
議
会
に
説
明
し
ま
す。

3. 質疑

ぎいん
議
員
は
議
案
の
内
容
に
つ
い
て、
疑
問
に
懸
う
こ
と
や
分
か
ら
な
い
こ
と
が
あ
れ
ば
り
か
い
か
か
理
解
を
深
め
る
た
め
に
市
長
に
質
問
し
ま
す。
市
長
は、
議
員
に
聴
か
れ
た
こ
と
に
つ
い
て、
分
か
る
よ
う
に
説
明
(答
弁)
し
ま
す。

いいんかい
委
員
会

4. 委員会
に付託

ぎあん
議
案
を
4
つ
の
グ
ル
ー
プ
(委員会)に分けて、それぞ
れ
の
委
員
会
で
専
門
的
に
話
あ
い
合
い
ま
す。



ぎ
議
案



ほんかいぎ
本
会
議

5. 委員長
報告

いいんちよう
い
ん
か
い
で
話
し
合
っ
た
こ
と
を、
委員
長
が
報
告
し
ま
す。

6. 質疑

いいんちよう
委員
長
の
報
告
内
容
に
つ
い
て、
分
か
ら
な
い
こ
と
が
あ
れ
ば
質
問
し
ま
す。
委員
長
は
分
か
る
よ
う
に
説
明
し
ま
す。

7. 討論

ぎあん
議
案
に
賛
成
か
反
対
か、
ま
た
そ
の
理
由
な
ど
意
見
を
述
べ
ま
す。

8. 採決

しぎかい
市
議
会
と
し
て
議
案
に
賛
成
か、
反
対
か
を
決
め
ま
す。

9. 閉会

ていれいかい
定
例
会
を
終
わ
り
ま
す。

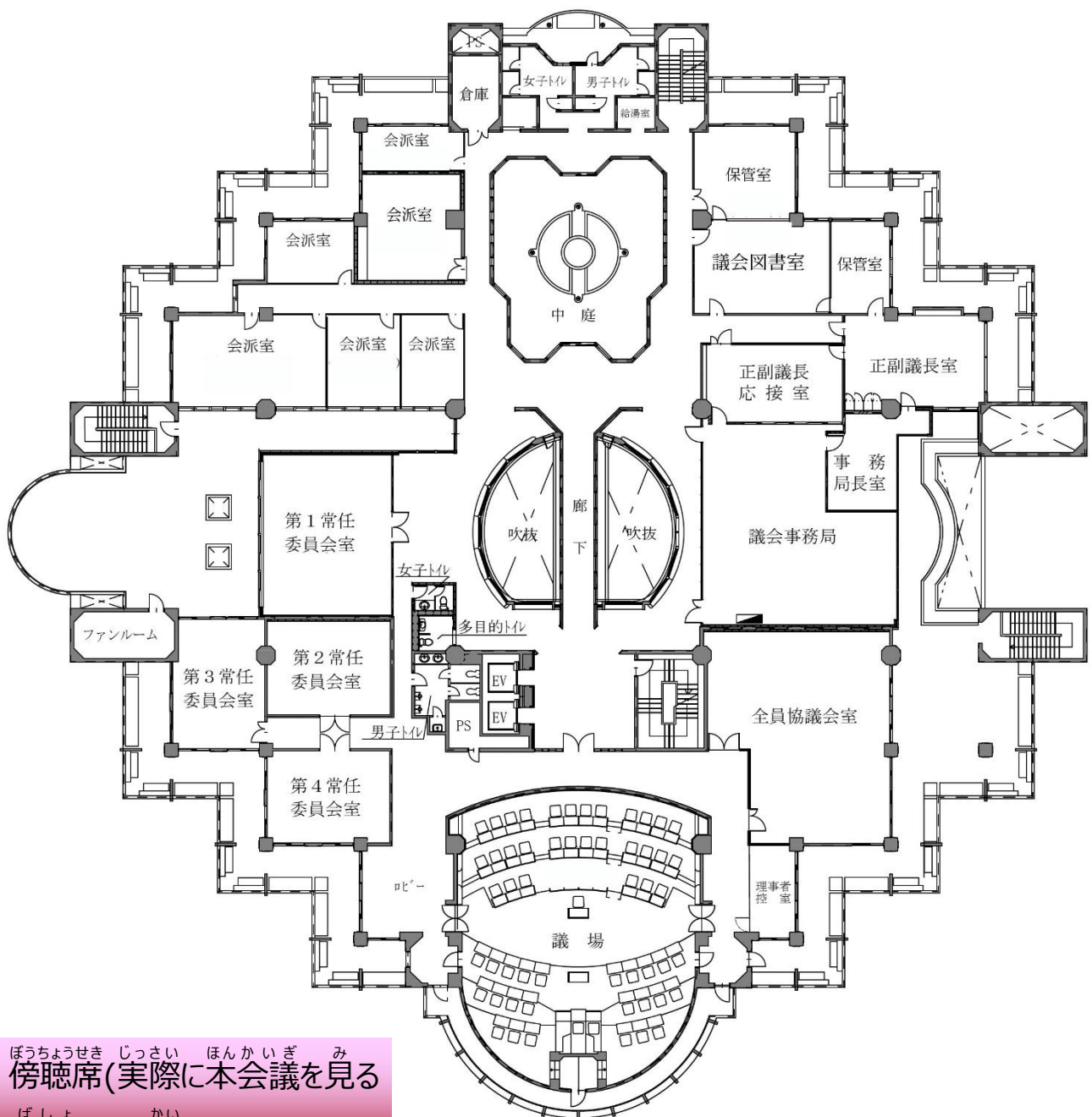
はな あ どこで話し合いしているの？

うるま市議会の会議は、うるま市役所(西棟)の4階で行われています。

本会議や委員会など各会議を行うところや、議員が調査研究をするためのお

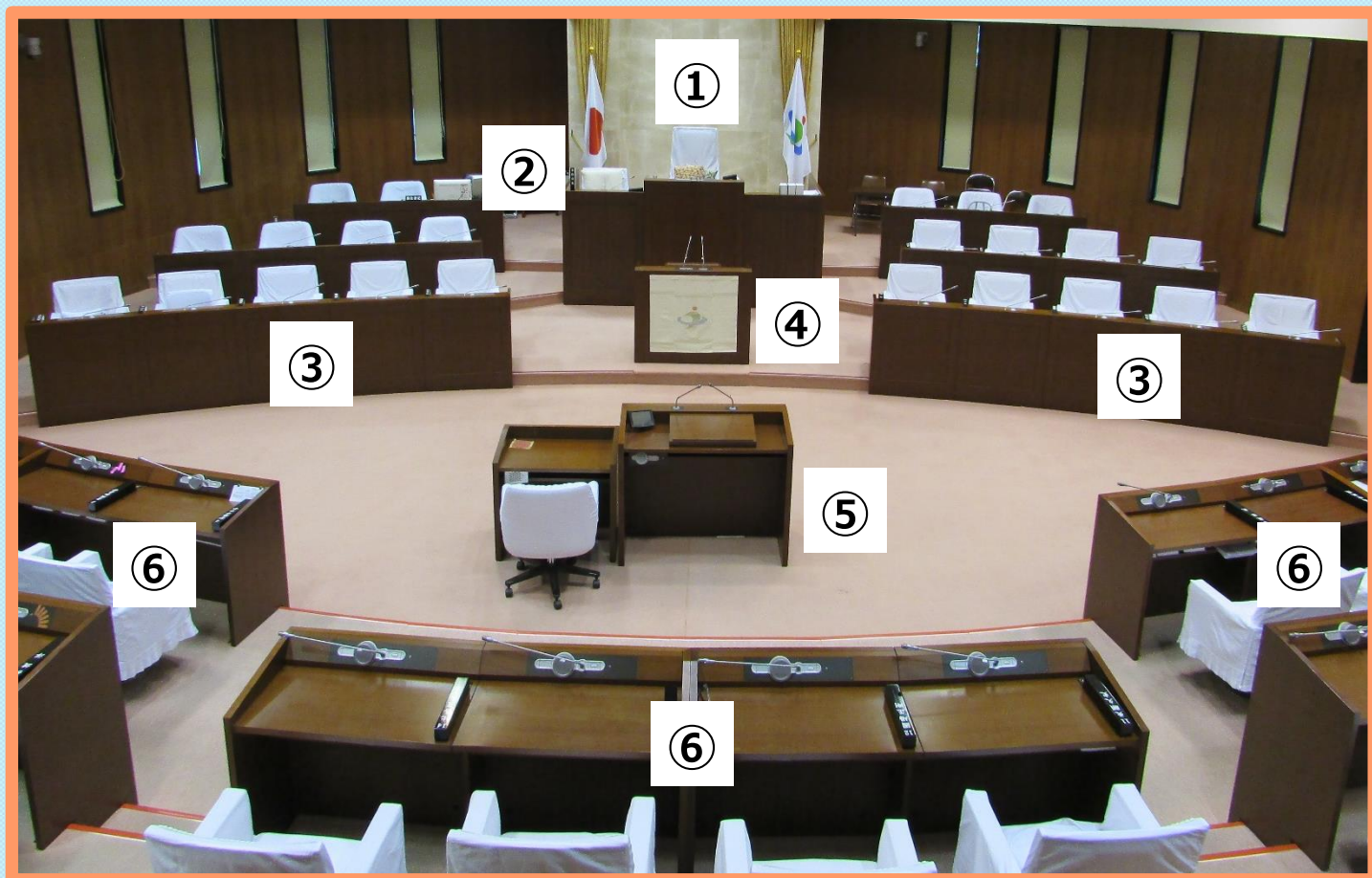
部屋や議会事務局、議会図書室もあります。

うるま市役所(西棟)4階



傍聴席(実際に本会議を見る
場所)は5階にあります。

ほんかいぎ
本会議をするところです。



ぎちようせき
① 議長席

ぎちよう かいぎ しんこう ぎじょう ちつじょ まも
議長は会議を進行し、議場の秩序を守ります。

ぎかいじむきょくせき
② 議会事務局席

ぎかいじむきょく しょくいん かいぎ きろく おんきょうそうさ し むきょくちょう ぎちよう となり すわ
議会事務局の職員は、会議の記録や音響操作などを行います。事務局長は議長の隣に座り
しんこう ほ さ
進行を補佐します。

しつこうぶせき
③ 執行部席

しちよう ふくしちよう きょういくちょう かくぶちょう すわ
市長・副市長・教育長・各部長などが座るところです。

とうべんせき
④ 答弁席

しちよう かくいいんかい いいんちょう ぎいん たい せつめい
市長や各委員会の委員長などが議員に対して説明などをするところです。

しつもんせき
⑤ 質問席

ぎいん しつもん
議員が質問をするところです。

ぎいんせき
⑥ 議員席

かくぎいん すわ
各議員が座るところです。



いいんかいしつ
委員会室

いいんかい じょうにんいいんかい せっち
委員会をするところ。常任委員会ごとに設置
されており、同じような部屋が4つあります。



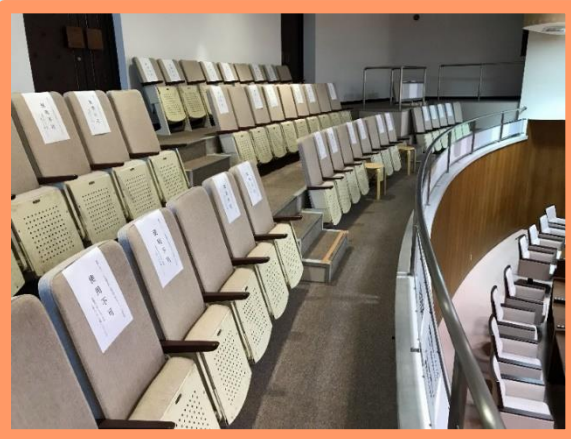
ぜんいんきょうぎかいしつ
全員協議会室

ぜんいんきょうぎかい ぎいん あつ
全員協議会をするところ。議員みんなが集ま
って、議会の機能が発揮できるよう話し合いをし
ます。



ぎかいとしょしつ
議会図書室

ぎいん ちょうさけんきゅう やくだ ちほうじち
議員が調査研究に役立てるために地方自治
法で設置が義務づけられています。



ぼうちょうせき かい
傍聴席 (5階)

ぼうちょうせき ほんかいぎ ようす み き
傍聴席では本会議の様子を見たり聞いたり
することができます。小学生以下は、議長の許
か ひつよう いっぱんせき せき ほうどうかんけいしゃせき せき
可が必要です。(一般席42席、報道関係者席6席、
くるまいすししょうしゃせき せき
車椅子使用者席1席)